



三重県議会議員  
自民みらい

# 村林さとし

県政レポート

## 県政かわら版

2015年3月号

いつもありがとうございます。三重県議会議員をさせて頂いております、村林さとしです。2014年2月27日に行いました、一般質問について、ご報告します。現在からの視点で解説も加えてみました。

### 一般質問の要約

#### 農山漁村の生き残りをかけて

##### (1) 若者定住奨学金の創設

**質問** (村林さとし) 人口の自然減と社会減は区別して考えるべきで、人口の流出にこそ対策を打つべきだということをこれまで私は主張してまいりました。

人口が流出しやすいタイミングが三つあると私は考えております。それは、進学、就職、結婚という機会、タイミングであります。このうち、進学の機会による人口流出に対する対策を打つべきだという提案をさせていただきます。

人口流出の著しい県南部を想定した若者定住につながる奨学金の創設を提案いたします。

大学卒業後に自分の生まれ育った市や町へ帰ってきたり、あるいは1次産業に従事してくれた場合には、その奨学金の返済を免除するというものです。こうした制度をつくることによって、優秀だからふるさとに

帰ってきたんだという新しい意識、新しい流れをつくり出せると考えるのではあります、知事の御所見はいかがでしょうか。

**答弁** (知事 鈴木英敬) 南部地域におきましては大学等の高等教育機関が少ないことから、多くの若者が地域外に進学し、そのまま就職するなど、若者世代の人口流出が進んでいます。このため県では、南部地域活性化プログラムに基づき、若者の雇用の場の確保と定住を促進する取組を市町とともに進めており、南部地域のあらゆる世代の人々が、生まれ育った地域に住み続けたいという願いがかなう地域社会を実現したいという思いは、議員のお考えと同じであると考えています。

御提案いただいたような奨学金の返還を免除する制度については、都道府県レベルにおいては、香川県が平成24年度に、全県域を対象に同様の制度を創設しました。県内では尾鷲市が平成17年度に制度を設けているほか、全国の幾つかの市町村においても制度があります。今後、これら先行事例の成果や課題について情報収集しながら、関係市町と研究していくたいと考えています。

#### 解説

若者定住につながる奨学金を提案しました。現在、奨学金の創設までは至っていませんが、この質問のあと、県は、「自然減対策の少子化対策と社会減対策の両輪で、人口減少対策に注力して取り組む」と平成27年度の三重県経営方針(案)に示しました。また人口流出における「学ぶ場」の視点を知事は重視し、高等教育機関との協議の場を作ったりしてくださいっています。

##### (2) 半農半Xの検討

**質問** (村林さとし) 一般に農林水産物の価格はコストが十分に償われているとは言えないですし、水をつくり、土をつくり、空気をつくるというような価格に反映されない価値をつくり出しています。こういう構造がある以上、若者が農林水産業に価値を見出して志したとしても、生活を成り立たせるのは難しいでしょう。

(裏面へ続きます)

しかし、1次産業の所得を補うような収入の道があれば、参入してくる若者も多くなるのではないかでしょうか。そこで、1次産業と別の仕事を組み合わせるというのが、このタイトルにもあります半農半Xという考え方です。

先日の総括質疑では、1次産業と民間企業の組み合わせについても取り上げましたが、今回は1次産業と公務員の組み合わせに絞って質問させていただきます。

例えば週20時間勤務で月給が半分の地域限定職員のような制度をつくって、残りの時間は1次産業に従事してもらうと、このような制度をつくることはできないでしょうか。

このような制度は、決定的に現状の法律などで禁止されておるということでしょうか。

**答弁(総務部長 稲垣清文)** 明文の禁止規定はございません。

兼業を前提といたします勤務形態の整備には、国においても、地方公務員法の服務に関する重要な考え方でございます職務専念義務や営利企業等従事制限を見直すため、新しい働き方を受け入れる社会情勢の変化、国民的理解など、見直しの必然性も含めまして、様々な観点での検討が必要になるものと考えております。

#### 解説

若者が一次産業に就いて、地域で活躍してもらうためには、現金収入の確保が重要だと考えました。そこで型破りではありますが、公務員との兼業ができるか、と提案したのがこの質問です。驚いたことに、法律などで明確には禁止されていない、ということが明らかになりました。難しいですが、もし実現すれば、役場の方にも良い効果が期待できると考えています。この方法だけではなく、これ以外にも現金収入確保のための道がいか模索していきます。

#### 国道260号の整備

**質問(村林さとし)** 国道260号は、南伊勢町が大きな生き物であると例えますと、まさに背骨のように1本、町内を貫いている道路であります。南伊勢町に住んでいる者は、通勤するのにも、通学するのにも買い物へ行くのに

も病院へ行くのにも、とれた魚を運ぶなどの経済産業活動にも、また、観光で訪れていただくのにも、救急にも、最近、防災ということを非常に言いますけれども、防災にも、何をするにおいてもとにかくこの道路から始まるという唯一無二の1本きりの基幹道路であります。

東宮一河内間をバイパスでお願いしたいというのが地元の願いです。一応は2車線あるのですが、トンネルなどは大型車が対向できません。この地域には県下の水揚げを誇る奈屋浦漁港があり、大きな水産関係の車がよく通行いたします。また、ここは近年崩落したことがあります、迂回路がありませんので町の機能が麻痺いたしました。そのときは大きく迂回するしかないわけで、度会町や大紀町を回って90キロ、120分もかけてスクールバスが迂回したというようなことがありました。カーブも非常に急であります。

この国道260号の東宮一河内間について、県はどのようにお考えか、御答弁をよろしくお願いいたします。



**答弁(県土整備部長 土井英尚)** 国道260号につきましては、まずは、現在事業を実施している工区について、早期供用を目指すことが最優先であると考えております。

御質問の東宮から河内間につきましては、現道が1次改良済みで2車線あるということや厳しい財政状況を考えると、抜本的な改良であるバイパス整備事業は、将来的な構想であると考えております。

なお、急カーブ区間の線形改良、このようなことなどの対応につきましては、事業実施中箇所の進捗状況などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

#### その他の質問項目

- ◆地域エネルギーの活用
- ◆大雪被害について
- ◆養殖業の苦境と「伊勢まだい」
- ◆三重のブランド・真珠についてなど

普段の生活の中で感じていることやご意見等もお気軽に。

**発行・編集** 「村林 さとし事務所」「村林 さとし後援会」

〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

TEL:0599-67-0067

FAX:0599-67-0068